

令和7年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）

(輝くふるさと常任委員会)

令和7年9月11日（木）

午前 10 時 開 議

【 再 開 】

【 会議録署名委員の指名 】 1

日程第1 会議録署名委員の指名

【 認定第1号～第6号審査 】

日程第2 認定第1号 令和6年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定について 1

日程第3 認定第2号 令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の
認定について 20

日程第4 認定第3号 令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認
定について 21

日程第5 認定第4号 令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定について 21

日程第6 認定第5号 令和6年度葛巻町水道事業会計決算の認定について 22

日程第7 認定第6号 令和6年度葛巻町下水道事業会計決算の認定について 22

令和7年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第4号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和7年8月27日（水）					
再開年月日	令和7年9月5日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年9月11日（木） 開議10時00分 散会11時33分					
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	委員氏名	出席の有無	議席番号	委員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	-
会議録署名委員	2 番	深澤 進		9 番	山崎 邦廣	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	星野 正人	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明	農業委員会事務局長	折本 誠
	いらっしやい葛巻推進課長	大久保 栄作		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長	遠藤 政明		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

朝の挨拶をします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりでです。

これから本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、深澤進委員及び山崎邦廣委員を指名します。

次に、議案審査を行います。質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

次に、日程第2、認定第1号、令和6年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
山崎委員。

山崎邦廣委員

何点かお尋ねをいたします。主要な施策の成果に関する説明書の47ページをお願いいたします。令和6年度、まず地方債現在高の状況でございます。この6年度の地方債現在高の状況を見ます

と、令和6年度末の起債残高、これが5年度と比較をいたしまして2億7,200万円減の112億2,200万ほどとなっております。ここ数年、地方債の残高でございますが、増加傾向となっておりますが、町としてどのように受け止め、将来の負担を軽減するためにどのように対策を講じているのかをお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (辰柳敬一委員)

副町長。

副町長 (觸澤義美)

起債残高の関係でございますが、これまでの経緯と申しますか、そしてまたそれに対する町としての対策をどのようにしたかということでございます。起債残高の状況でございますが、今おっしゃいますように、これにつきましては平成16年でございますが、95億という、過去にもそういう高額な起債残高になった時期もあったものであります。そういう中に、平成26年、10年後には56億に減少して、そういう対策も講じながらでございますが、減少をしてきたものであります。これにつきましては、当時は行財政改革等々もございまして、借入れの額を抑制しながら投資を抑える、平成19年以降は特にも前半はそういう状況の取組もしてまいりまして、10年後には56億という状況の残高になってきた経緯もあるところであります。

そういう中でありましたが、一方で町の公共施

設の更新の時期と申しますか、そういう時期とも重なったわけでありまして。そういう中で、最初に葛巻小学校の体育館であったり温水プール、併せて葛巻病院の建設、さらには葛葉荘の建て替えになりましたし、そしてまた高齢者福祉センター等の建設も進めてきたものであります。水道事業につきましても、江刈簡易水道事業等も併せて進めてまいりました。あわせてまた、庁舎の建設など、そういう大型の事業が集中してきたということ等でごさいます、令和元年度以降であります、起債の残高が今おっしゃいますように増加傾向になってきているところであります。

財源確保に向けてであります、これにつきましては、昭和40年代の後半からであります、公共施設の更新という、そういう時期と申しますか、建物を更新しなければならない、集中した取組を進めていかなければならないということ等でごさいます、老朽化対策等にもなるわけですが、公共施設を計画的に更新を進めるために、公共施設整備基金であります、平成21年に創設いたしました、そして財源対策に向けて取り組んできたものであります。

町では、大型事業に要する財源の確保に努めながらであります、起債残高の増加を想定して、その対策に向けてもしっかりと進めてきたものであります。その一つの例をお話いたします、実質的に町の財源が、負担が軽減できる、そういう対策をしっかりと講じながら、工事に、建設に取り組んできたということでごさいます。そ

の1つには、これまでもいろんな機会に申し上げてまいりましたが、交付税措置される過疎債であったり、あるいは辺地債というもの等を活用すること等をまず町として基本にしながらあります、そのほかにも時代、時代に合わせた国の起債事業、対策事業がございまして、そういうもの等も含めながらありますけれども、対策の一つとして進めてきたものであります。

その1つには、庁舎建設に当たりましては、庁舎の機能を維持するといえますか、そういう観点での緊急保全対策事業という、それは熊本県の地震等から、やはり防災の拠点となる庁舎等が壊滅的な被害を受けた場合に、対策に大きな影響を及ぼしたということ等もあったわけですが、そういう時期とも重なりまして、そういう対策も、有利な支援も受けたということ。それから、緊急防災・減災事業債という、そういうもの等も、その時期にまた併せて国のほうにも全国的なそういう対策に向けての起債等も発行していただきまして、そういうもの等を合わせて、町の財源の確保にしっかりと努めてきたということ等でごさいます。

特にも具体的に言いますと、新役場庁舎と、それから消防署の建設に当たりましては、通常であれば100%町が負担しなければならないという、そういう基本と申しますか、施設の性格のものであるわけですが、新庁舎におきましても交流機能、そういう施設をこの庁舎内にしっかりと配置するといえますか、組み入れまして、複合的

な視点、あるいはそういう中での他団体の施設等々も含めて複合的な施設にしているということが1つでありますし、それから消防署の件につきましては、感染対策を講じるという、コロナの対策もあったわけではありますが、そういう時期とも重なりましたので、そういう対策もまた工夫しながら繰入れといいますか、対象となるように、実質的には町の負担が、できるだけ借金が少なくなるように、そういう対策も講じて進めてきたものであります。

それから、併せてまた施設整備につきましては、設計段階からであります。単価の調整をしっかりと坪単価を意識しながら町のそういう建設に取り組んできた。建設コストをできるだけ抑制するという、そういう観点の視点でございまして、支出を、そして落とさない設計を心がけながらも、庁舎におけるそういう施設の取組をいたしまして、他の市町村と比較しても大変成果といえますか、そういう中では負担のかかっていない施設であると、このように思っているところであります。

その状況をお話ししますと、同じ時期に建設いたしました宮古市役所であります。平成30年ありますが、町の庁舎の坪当たり150万です。宮古市役所は200万。それからあわせて、令和3年に建設いたしました陸前高田市であります。これは7階建て、あるいは宮古は6階建てでありました。そういう中で、陸前高田市は260万。100万ほども1坪当たりに対しての差があるという状

況にあるものであります。宮古あるいは陸前高田市等々につきましては、3.11というような対策等も取り入れながら進めてきているものであるわけではありますが、町はそういう改めての対策というのはいまに進める中で、きめ細やかなところまでの調整といいますか、しながら進めてきたものであります。あわせてまた、ランニングコスト、あるいはそういうこと等についても将来の負担にならないような、そういう面での調整もしながら、ここまで進めてきたものであります。

そういう中での取組をしながらであります。今回のような進め方をしながらありますけれども、112億という借金にはなっております。あわせてまた、これに対しての対策といたしましては、繰上償還ということで、これも平成30年から進めてまいりまして、合計で6年間ありますが、14億ほどの繰上償還もしながら、そういう対策をして進めてきているということをご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。この町債、地方債であります。町の負担を軽減できる対策を併用、コストも抑制しながら財源確保ということでございます。

それで、6年度末の地方債の残高でございます

が、交付税措置の見込額、そして町の実質負担額、これにつきましてはどの程度を見込んでおりますでしょうか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

お答えいたします。6年度末で起債残高が約112億ということで、高額な額になっているわけですが、これに対しましては、先ほども申し上げましたような、様々な有利な起債等、借入れ等をしながらということになるわけですが、そういう中で交付税の措置が全体として約65%を見込んでおりまして、そうしますと、一般質問のところでもお答えしたところでありましたが、約70億の交付税措置がされる見込みになるということでございます。

したがって、町の自己負担といたしますか、これが40億ほどになると、そのように見ておるところであります。これが他と比較してどの程度の住民の負担として捉えられるかといいますと、これは1つには町の112億を5,200人で割りますと、1人当たり215万になるものであります。県の場合は1兆2,000億円ほどの借金であります。今115万人ほどの人口で1人当たり約103万円ということになっております。町が実際に負担するという部分で計算しますと40億でありますので、1人当たり75万になる計算になるもので

あります。そうしますと、県の平均的な部分から比較しても、そういう高額な起債残高にはなっておりますが、その中に国からの財政措置される部分を除きますと、うちのほうがかなりの、県は100万を超えている、あるいは町は今75万ということでございますので、そういう面から見ましても、平均的な部分等々も含めまして、県内でもそんなに1人当たりの負担が大きくなるという状況にはなっていないと、このようにも思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。他と比較して抑制をされた負担額というお話でございます。それで、先ほどの起債残高の実質負担額は伺ったところでございます。それで、実質負担額につきましてはですが、その財源、これについてはどのように見込んでおるのでしょうか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

財源に対して、今後どう対応していくかということでございます。これにつきましては、近年の大型事業が集中してくるという状況等を踏まえま

して、公共施設整備基金等を立ち上げまして、立ち上げと申しますか、創設いたしまして、取り組んできたところでございまして、平成 21 年に公共施設整備基金等の整備をしながら、その対策に向けてスタートしたわけでありましたが、そういう中で、この基金であります、令和 3 年度末には約 34 億になったものであります。庁舎の建設あるいは病院の建設、大型事業の対象に特にもならない、直接どうしても起債の対象にならない部分というのも 10%から 20%ほどもあるわけですが、そういう中で、そういう対策にもしっかりと対応しながら進めてくるという、公共施設整備基金を活用してまいりまして、そのほかにも併せて償還に充ててまいりましたので、現在は、6 年度末であります、21 億 4,000 万ほどになっているものであります。そういう対策が 1 つであります。

それから、減債基金でありますけれども、これは公共施設の中でも特に大型と申しますか、通常対応していかなければならない、そういう起債の償還等々に向けても、できるだけ町として財政運営上しっかりと管理、公債費比率等が高くなるないように、そういう対策を講じるためにも減債基金を活用しながら、先ほど言いましたように、その取組にしっかりと充当させていただきまして、現在の状況になっているものであります。

そういう中で、減債基金と公共施設整備基金を合わせますと 37 億 5,000 万ほどになるものであります、先ほど言いましたように、112 億のう

ち 40 億が実質的な負担になるということをお願いいたします。立ち上げたわけではあります、それに相当する額を減債基金と公共施設整備基金でしっかりと対応できるように財源確保を現在もしているところでありますし、将来の負担と申しますか、将来負担をできるだけ軽減するという対策としても、しっかりとこれも確保していかなければならないと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

山崎委員。

山崎邦廣委員

ありがとうございます。

もう一点だけお尋ねさせていただきます。引き続きの話になるんですが、同じ説明書の 55 ページをお願いしたいと思います。主要な施策の成果に関する説明書の 55 ページでございます。今後のことになるわけでございますが、地方債の年度末の現在高の推移、55 ページの下部分でございますが、このグラフを御覧いただけますと、先ほどのお話のとおり、公共施設、公用施設、インフラ等を含めてでございますが、大規模事業が集中して、その結果として現在に至っているということでございます。グラフのとおり、令和元年度以降増加しているわけでございますが、グラフの最後の部分、6 年度と 5 年度比較、この部分を見ますと 2 億 7,000 万ほど減少に移ってきております。

そこで、今後のことでございます。今後の地方

債残高、この部分については今後どのように見込んでおられるのか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

副町長。

副町長（觸澤義美）

今後の起債残高の推移といたしますか、方向性としてどのように見ているかということでございます。大型事業が、まず先ほど申し上げましたように、くずま～る、この施設が今年度で完成するという状況になりました。そういう中で、当面ありますが、大きく7事業という部分、これもやはりどうしても全体的に見た場合に、一定の期間を置いてといたしますか、そういう時期というのも財政運営上大事でありますので、そういう中ではこの5年間ほどの状況を現段階で見ますと、今後の起債の額というのは大体6億から7億程度、一般的に借入れをして事業を進めているという状況になっているものであります。

そういう中からしますと、併せてこれまでの建設に係る償還の部分であります、約11億であります。それに対応できる部分というのは、先ほど言いましたように、減債基金であったり、あるいは公共施設整備基金であるということになるわけですが、それが今後11億ほどといいますと、4億から5億が毎年減ってくるというような状況になるものであります。地方債残高が今112億であります、それが5億程度は年々減っ

ていくという、5年間減りますと、5年間で25億になりますから、今の額が85億程度に現段階では見込んでいるというものであります。

そういう状況の中で、調整もしながら、見込みながら、管理といたしますか、それをしっかりと進めていかなければならないと思っておるところであります、いずれそういう面での今後の見通しにつきましても、75億になりますから、実際の負担するのが、住民の負担するのが30億を切る、そういう形まで見込んでおるものでありますし、実際に今の借入れの普通交付税の措置等々の試算からしますと、30億を切るぐらいの状況にもなってくるという、現段階ではそういう形で見ているものであります。

いずれ大型事業を実施する際、事業の精査、あるいは総事業費の抑制はもちろんであります、国、県の補助金であったり、交付税措置のある有利な起債を活用する、そしてまた純繰越金等の剰余金をしっかりと任意の繰上償還に組み入れるといたしますか、そういう取組をしながら、町民の実質的な負担を抑えると、そういうこと等をしっかりと今後も進めていかなければならないと思っておるところでありますし、今後も引き続き中長期的な財政指標の健全化の確保等に、慎重に財政運営に努めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑の方。柴田委員。

柴田勇雄委員

説明書の 35 ページに町税の普通税の事項が載っております。お聞きしたいことは、自主財源の確保の観点からというふうなことでございますが、普通税、町民税 96.1%の徴収率です、昨年度。それから、固定資産税は 94.8%で、この 2 つが主な普通税の税金なわけでございますが、普通税の徴収率で 95.7%となっているわけでございます。この普通税の合計額で、昨年度対比で 0.6%上昇があったというふうなことになっているわけです。

そこで、監査委員の審査意見書 5 ページを御覧になっていただければお分かりのとおり、町税の徴収対策の効果が現れ、高く評価するとのお褒めの言葉があるわけでございます。それはそのとおりかと思っておりますが、それで 95.7%の確保をしたわけでございますが、この監査委員の意見書にあります町税の徴収対策の効果というようなのは、どのような努力をされて 95.7%になったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。徴収対策の効果ということですが、コンビニ交付の推進、口座振替の推進等、納税環境のほう

の整備を進めておまして、環境のほうも住民が納税しやすい環境のほうを整えております。さらに、希望があれば訪問徴収等をしておりますし、あとは町民の納税意識の高さ、あと理解、協力等、得られた結果ではないかなと思っております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今お聞きしたとおり、いろいろな諸施策を講じたというふうなお話でございます。一般的にこのような普通税の部分では、私の考えでは 95%を超えての徴収率を上げるというふうな部分については非常に至難の業があるのではないのかなと、このように思っております。0.6%の上昇でございますから、かなりご努力の跡があるのかなと、そのように評価に値するものじゃないのかなと思っておりますが、これをまた引き続き徴収率の向上に向けた努力も持っていなければならないのではないのかなと。95.7%に満足することなく、これからのお褒めの言葉をまた糧にした上で今後の徴収対策、もう少し上げられるのかどうか、その見通しについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子）

ただいまの質問のほうにお答えしたいと思います。今後の徴収対策ということですが、委員おっしゃるとおり、今回の徴収率のほう、結構よかったというか、監査委員からお褒めいただいたとおり、徴収率が上がっておりまして、本当に努力の結果かなということは思っております。今後も、庁舎内でも課長等催告と、あと特別滞納対策会議等も開いておりますので、そういうところで計画的に進めてまいりたいと思っております。なるべく前年度よりも少しでも、同程度、またはそれより1ポイントでも上がるような努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。努力をご期待申し上げているわけですが、この徴収率でございますが、説明書の36ページの一覧表にもございますが、県の平均の徴収率が97.5になっているわけです。やはり一定の目標がなければ、頑張る力も出てこないと思っておりますので、県の平均の97.5%ぐらいを、またさらにもう少し頑張っていただければなというふうに私は思っているところでございます。約2ポイントほど、まだそれでも低い状況な

わけでございますが、一定の県平均に近づけるんだというふうな考え方も大事ではないのかなと私は思うんですが、その考え方についてはいかがなものでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。県平均の97.5ということで、これは現年課税分と、あと滞納繰越分を合わせた県平均でございます。当町の徴収率、現年課税分は99.3ということで、県平均のほうを上回っております。ところが、滞納繰越分の徴収率が18.2ということで、県平均を大きく下回っております。結果として県平均を下回るような状況になっておりますので、分母と分子の関係もございますけれども、滞納繰越分、こちらのほうの回収のほうを推進していきますと、合計でもどんどん上がっていきますので、現年課税分とともに滞納繰越分の徴収率のほうを上げるよう、これからの努力次第かなと思っておりますので、ご理解のほうを賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そうしますと、滞納繰越分で差をつけられているというふうな理解をしてよろしいのか。そうしますと、やはり滞納繰越分についての強化対策が必要というふうに考えられますが、いずれ現年課税分ではもう県以上のことになっているようですので、この滞納繰越分についての対策をぜひご検討いただいて、頑張っていたければ、県の平均以上にもなるような感じがしますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子）

委員おっしゃるとおり、滞納繰越分の徴収のほうの対策のほう、今後頑張っていきたいと思っておりますので、そのとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。今年度のような実績をつくって、来年度の審査の際にはそのような形の数値をぜひ頑張っていたきたい、このようにご期待を申し上げておきます。

次に、説明書の42ページ、お願いいたしたいわけですが、これも自主財源の確保対策の観点というふうなことでお伺いをいたしたいと

思います。説明書の42ページには、収入未済額の部分での、特にこの中での使用料及び手数料がございまして、ここで、農業使用料と町営住宅使用料、定住住宅使用料での少ない額なわけですが、少ない額でも自主財源でございまして、町の収入とすれば一番大きく関わってくるものでございまして、あえてお聞きいたしたいと思っております。

まず最初に、農業使用料で滞納繰越分で2件、167万7,000円ほどの滞納繰越金があるというようなことで、令和5年度分で153万円、令和4年度分で14万7,000円、こういったような滞納繰越しになった理由等についてお聞かせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

農業使用の関係でのご質問でございます。申し上げます。滞納繰越分の153万120円の内容でございますが、これにつきましては、道の駅レストランの令和5年4月から11月までの8か月分の使用料が未納になっているものでございます。この内容につきましては、未収金の回収ということでこれまでも進めてきておりましたが、経営していた方がやめたということもございまして、現在は新たな経営者が引き継いでございます。

その後の未収金の回収状況ということでござ

いますが、相手方が代理弁護士のほうを通じまして、債務整理ということで破産予定のご連絡をいただいております。そのような形で、現在代理弁護士の方を通じまして、自己破産に向けた手続を本人のほうが進めている状況でございますが、その内容につきましては、3か月から4か月ほどで代理弁護士のほうを通じまして確認を取っている状況でございますけれども、いまだ自己破産の手続が進んでいない状況でございましたので、今後におきましても代理弁護士を通じまして状況確認をしながら、こちらのほうの状況を進めて注視していきたいなと思っておりますし、町のほうとしても、対策のほうを考えていきたいなと、進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほう賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

例えばこういったような滞納繰越分の部分では、どのような対策で解消を図る努力をされているのか。あとそれから、この農業使用料の回収をする見込みのお考えについてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

お答え申し上げます。先ほどもご答弁申し上げたものと重複するかもしれませんが、現在代理人の弁護士を立てて、以前の経営者の方が破産手続をするということで進める状況でございまして、その状況が硬直しているような状況でございまして、再度代理人の弁護士のほうを通じまして、そちらの手続のほうを早く進めていただくような形で進めていただくよう、こちらのほうとしても、例えば町の顧問弁護士等もおります関係上から、そちらのほうとも含めながら、今後前向きな形で進めていきたいと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それぞれの事由があつてこのように滞納繰越しがあるというようなご説明もありましたので、いずれいろいろな事由等も勘案しながら、できる限りのご努力が必要ではないのかなと、このように思っておりますので、債権の保全管理等々、万全を期していただきたいなど、このように思います。

次に、町営住宅の使用料と定住住宅の使用料で、低額ではございますが、特に現年分が2件ほど、町営住宅では3件、定住住宅では現年分2件、通常ですと住宅使用料でございますから、現年分

はあまり発生しないような感じもするわけですが、どのような感じでこのような収入未済額が発生しているのか。また、4月以後に、あるいはこれが解消になっている可能性もあろうかと思っておりますが、その辺りについても併せてお問い合わせをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘）

町営住宅の使用料の関係で、私のほうからお答え申し上げさせていただきたいと思います。滞納繰越分につきましては1名と、あと現年分につきましては3名の方の未納ということとなっております。滞納繰越分につきましては、納付書で納付している方につきましては、ちょうどその1か月の分だけ使用料の納付がされていなかったということで、これについては納付している方、実際住んでいる方と納付している方がちょっと異なるものですので、納付している方とも連絡を取っております。近々納付していただくということで連絡を取っております。

あと、現年分につきましては、生活困窮者といえますか、そういう方々が使用料の未収ということとなっておりますけれども、現在、8月の段階ではまず3名の方が2名まで減少しているということで、常に納付されていない方とは定期的に連絡を取りまして、分納等々の納付のほうも考

えていただくということで、解消に努めている状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

努力はしているというふうなお話なようでございます。それは引き続きご努力をお願いしたいわけですが、特に現年分での収入未済額が発生しないような、やはりふだんからの納入状況をよくつかんだ上で対応していただければなと思っております。そのような基本的な姿勢でぜひやっていただきたいと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘）

お答え申し上げます。委員おっしゃるとおり、定期的にチェックをしながら、残らないような形での対策のほうを今後も進めてまいりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。そのようなご努力で、ひとつ頑張ってくださいなというふうに思っております。

もう一つだけお伺いをいたしたいと思います。説明書の 44 ページでございますが、不納欠損の処分の事由が載っております。この不納欠損処分でございますが、例年に比べての件数、金額はどのような感じで、このような不納欠損がなされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。不納欠損の状況でございますが、6年度、これまで大型の件数がございまして、金額のほうが多かったんでございますけれども、6年度は大口の欠損がございまして、小口の欠損等になっております。

この中で、普通税のほうでございますけれども、県民税を含みますので、金額が表と若干違うところもございますけれども、普通税、あと国民健康保険税合わせましての欠損の件数でございますけれども、地方税法の第 15 条の 7 の第 4 項、こちらのほうは執行停止後 3 年経過したものでございますけれども、生活保護世帯等で差押えする財産等もなく欠損したものが延べ 2 人、実人数で 1 件でございますが、10 万 1,000 円ほど。

次の地方税法第 15 条の 7 の第 5 項、こちらは即時欠損ということで、執行停止の状況に加えまして、徴収金を徴収することができないのが明らかであるとき即時欠損するものでございますけれども、外国人の方の出国または法人の破産、そして清算、あとは相続放棄等によりまして納税者、継承者等が存在なくなった場合等でございます。こちらのほうが延べ 6 人、実人数で言いますと 4 人ほどで、106 万ほどになっております。

最後に、地方税法第 18 条第 1 項、こちらのほうですけれども、時効による欠損になりますが、納付の資力がない方、または転出して音信不通になった方とか、あと死亡、相続人が国外に転出したなどにより連絡等が取れなくなって時効になったものが実人数 4 人ほどおりまして、約 30 万弱ということになっています。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑の方。深澤委員。

深澤進委員

決算書 153 ページ、主要な施策の成果に関する説明書 98 ページの畜産労働力負担軽減対策事業についてお伺いいたします。令和 6 年度に制度を拡充した畜産労働力負担軽減対策事業について、当初予算額 2,000 万に対しまして決算額 1,585 万円、5 件の実績となっておりますが、酪農家の負担軽減を図る上で設備更新は重要であり、拡充い

ただいたおかげで活用が多かったと思われま
す。令和7年度の相談件数はどのような状況か、伺
いたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

ただいまの質問にお答えいたします。畜産労働
力負担軽減対策事業に関するご質問ですが、この
事業につきましては、畜産農家さんの労働力負担
ということで、畜舎設備に係る機械等の導入の
経費の2分の1相当額を補助する事業となつて
ございます。

昨年度、6年度からでございますが、事業の
ほうを拡充しておりまして、新たにパイプライン
ミルカー、バルククーラー等の畜舎設備分につ
いても補助対象としたところでございまして、
今委員さんからご説明あったとおり、1,585
万4,000円、5件の実績となつてございま
した。

その中で、今、7年度の相談状況ということで
ございますが、本年度も事業のほうは継続して
ございまして、これまでに9件の申請が来て
ございます。内容につきましては、バークリー
ナーの更新が7件とバルククーラーの更新が
2件ということで、補助金の総額で1,454
万円の見込みとなっております。予算残のほう
がまだございますので、改めて農家のほうに
は周知しながら、事業のほうを進めていき
たいと考えております。よろ

しくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

令和6年度は、主にバルククーラーが多かつ
たようですが、これにパイプライン、あるいは
今年度バークリーナーということで、さらに
労働力軽減されることとなると思います。

それで、この事業は町単独事業であり、
拡充した内容で継続していくためには財源
確保も重要であると思われま
す。制度を拡充した内容で今後
も実施する予定か伺いたいと思
います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

お答え申し上げます。事業の継続と予算の
関係でのご質問でございますが、この事業
につきましては機械の更新ということで、
農家さんの営農継続につながるという
ことで、要望も多い事業という
ことで、必要性は強く感じている
ところでございますので、来年度
以降も継続していきたい考
えでございます。

財源のお話ございましたが、本年度
につきましては県の地域経営推進
費ということで、県の補助事
業等も活用しながら実施して
いる状況でござ

いますので、そちらの有効な財源を活用しながら次年度以降も継続していく必要がありますし、農家さんの要望も多いということで、今後も継続をしていきたいと考えてございます。

また、国や県等の動向も見ながら、今後の実施についても併せて検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

ぜひ改めて拡充した内容についても、町民の皆様にご周知いただければと思います。

それからもう一件、同じく畜産の対策事業についてお伺いいたします。同じく決算書 153 ページ、主要な施策の成果に関する説明書 99 ページ、畜産生産資材価格等高騰対策支援事業について伺います。畜産生産資材価格等高騰対策支援事業について、決算額が 3,340 万円で、予算執行率 90% 程度となっております。これは、生産資材価格の高騰により経営が悪化している畜産業者への経済的負担の軽減と、事業継続を図るため、24 か月以上の乳用牛及び肉用牛 1 頭当たり 7,000 円を補助するという事業でありましたが、この事業の財源についてお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

お答え申し上げます。畜産生産資材価格等高騰対策事業についてのご質問でございますが、事業内容につきましては、先ほど委員さんがお答えしたとおりでございますが、生産資材等の価格高騰により経営が悪化している畜産事業者等への経済的負担の軽減と、事業継続を図るため、24 か月月齢以上の乳用牛及び肉用牛 1 頭当たり 7,000 円を補助した事業でございます。

その中で、財源のお話ございましたが、この事業につきましては物価高騰対応による国の令和 6 年度補正予算であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、こちらのほうの財源を活用して実施したものでございます。よろしくお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

ありがとうございます。町からは、このような物価高騰対策について迅速な対応をいただいているところでありますが、現在も生産資材価格等は高止まりしております。町では、今後同様の事業実施について検討しているか伺います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（遠藤政明）

お答え申し上げます。事業の継続に関するご質問でございますが、先ほど申し上げましたが、令和6年度につきましては国の事業を活用して財源を確保したということで実施しておりましたが、現在、同様の支援をする事業につきまして、国のほうから特段示されている状況ではございませんので、仮に行うと町単費の対応となるものでございますが、7年度以降につきましても、生産資材価格高騰の高止まり状況というのは今も続いておりますし、今年も雨が少ない状況もございまして、粗飼料も減少している状況等もございまして、そういう状況も勘案しながら、本年度また国の事業等の支援がある場合ということも想定しながら、国や県の動向も注視して、今後検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

先ほどの畜産労働力負担軽減対策事業同様、今酪農家、大変厳しい状況でありますので、これらの事業をぜひ今後継続をお願いしたいと思っております。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑の方。深澤委員。

深澤進委員

それでは、もう一件お願いいたします。決算書179ページ、主要な施策の成果に関する説明書105ページ、道路の改良事業について伺います。令和5年度から繰越しして実施しました道路改良事業について伺います。詳細設計業務について、町道役場線が約500万円、町道下町田子線が約3,000万円の決算額となっております。今後の工事のスケジュールと事業費の見込みについてお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

地域整備課長。

地域整備課長（和野康弘）

お答え申し上げます。町道役場線と町道下町田子線のご質問ということでお答えさせていただきます。

まず、町道役場線につきましては、全長73メートルのうち、国道281号線との接合部側の52メートルの部分の改良工事を8月に発注してございます。降雪前、雪が降る前の開通を目指しての工事ということで現在進めている状況でございます。役場線の残りの21メートルにつきましては、町道下町田子線との接続箇所において、新庁舎2期工事、外構工事において完成した駐車場が

ございます。こちらの高さと整合性を図ることや、あと道路の形状が現況と若干変わることなどから、関係するほかの課とも連携しながら詳細を詰めていきたいと考えております。その上で、町道下町田子線の改良工事と併せて、来年度以降の改良整備を考えております。

町道下町田子線につきましては、計画では改良工事において歩道整備を予定しております、道路が拡幅される状況でございます。そのことから、隣接する準用河川の田の沢川も併せて改良整備を行う計画となっております。

なお、田の沢川につきましては、冬期間において流雪溝として活用していることから、冬期間の工事ができないなど、施工時期に制限が生じることが考えられます。そのことから、改良整備に複数年の期間を要することが想定されております。

事業費につきましては、設計業務を実施した令和6年度時点での概算事業費でございますけれども、町道役場線と下町田子線を合わせて約1億7,100万円ほどを見込んでおります。ですが、本路線は先ほど申しました田の沢川の工事もということで、ボックスカルバートだったり大型フリームなど、多くの構造物が計画されておりますので、近年物価高騰などもあります。事業費が相当変動することが予想されますので、ご理解いただきたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

73メートルのうちの52メートルが8月に発注ということで、今回工事する周辺の整備であります。今回工事する道路の周辺に遠藤家の蔵がございますが、その蔵の周辺の整備についてはどのような形で整備するか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（大久保栄作）

お答えいたします。くずま～る前の蔵の整備ということで、敷地の関係でございますが、お答えさせていただきます。この敷地の整備につきましては、令和5年度にくずま～る周辺環境整備構想というものを策定してございます。複合庁舎くずま～るの多機能性を生かしまして、まちなかエリアの施設との連携を図りながら、町の顔として中心市街地のにぎわいを生み出す観光交流拠点の空間整備と仕組みづくりを構築するということを目指し、導入すべき機能の検討ですとか、整備対象範囲の設定ですとか、施設配置のゾーニング、あと今後の検討課題等を明らかにした内容となっております。

この敷地につきましては、先ほどお話がありました町道と接する敷地でございます、国道方向からくずま～る駐車場前まで下り坂となっておりますのでございます。あわせて、くずま～る駐車

場前のT字路部分は複合庁舎との高低差があり、一段低くなっているような状況であることから、こういった段差の解消を目指した道路改良を進める方向で、周辺の敷地、町道、あるいは蔵のある敷地との調整を関係課で協議しているところでございます。

今後の整備に当たりましては、この改良工事の調整を図りながら、整備構想で定めた方針を踏まえまして、敷地の有効活用を図りながら、蔵の具体的な活用についても検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

これから葛巻分署が移転しますと、緊急車両の出入りが多くなると思います。一般車両等との接触事故等がないような形での道路整備をお願いしたいと思います。

それから、もう一件について伺いたいと思います。決算書 166 ページ、主要な施策の成果に関する説明書 70 ページで、中心市街地活性化事業の関連から伺います。まちなかの交流拠点である旧遠藤邸の今後の活用について伺います。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（大久保栄作）

お答えいたします。新町や旧遠藤邸の今後の活用ということでございますが、これまでの取組状況ということでございますが、まずはDMO事業ですとかクラフト市、あるいはまちなかイベント、様々な分野で活用をしてきたところでございます。

また、町では、まちなかエリアビジョンを策定いたしまして、旧遠藤邸をまちなかのにぎわい創出の拠点というふうに位置づけて、その利用の推進を積極的に図ってきたところでございます。

ご質問の今後の活用につきましては、引き続き拠点としての活用を図ってまいりますが、併せてこの場所につきましては、中心部はもとより町内諸施設、あるいは各地の名所との連携、相乗効果により交流人口が増す取組を進めてまいりたいと考えております。

そうした中で、旧遠藤邸ですが、築後 90 年を迎えるということで、老朽化が進んでいるということから、今年度改修に向けた検討会というのを開催しております。検討会は、DMOの会員ですとか、あと食生活改善推進員、婦人会、女性起業家、高校生等、あと専門の建築家からも加わっていただきながら、よりよい施設の在り方について意見集約を図っているところでございます。

この検討会で出されている意見ということでご紹介いたしますが、チャレンジショップですとかイベントスペース、あとシェアキッチンといっ

た多様な世代が、来訪者が集える機能を盛り込んだ活用方法についてのご意見と、あと歴史ある建造物ですので、その歴史ある旧町家の雰囲気や文化を継承した改修というものを望む意見が出されているところがございます。

町としては、こうしたご意見を踏まえながら、にぎわいづくりの拠点でございます旧遠藤邸の改修も踏まえた今後の活用につきましては、さらに効果的な活用が図られる施設となるよう、今後具体的に検討を進めてまいりたいと考えているところです。よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

深澤委員。

深澤進委員

今もお答えありましたように、遠藤邸はまちなかの活性化の一つの拠点であります。これからも多くのイベント等を開催し、その人たちが町内の商店等を利用できるというふうな形で、活性化につなげていただきたいと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ほかに質疑ある方。山岸委員。

山岸はる美委員

86 ページの交通安全・防犯対策費の中で、備考欄の防犯活動経費にあります施設等修繕料であ

りますが、これは今までに上がった各地区からの防犯灯等の修繕費全部賄えた金額でしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

山岸委員、ページを示してお願いしたいんですが。

山岸はる美委員

87 ページの備考欄です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

防犯灯のお尋ねでございましたけども、防犯灯の設置状況につきましては、主要施策の 66 ページを御覧いただきたいというように思います。下から 2 段目の表でございますけども、修繕分につきましては 5 年度が 34 灯、6 年度が 30 灯というような状況になっているものでございます。

実際的なお話を申し上げますと、防犯灯が LED になってから、震災の後ですね、それから 10 年くらい経過して、最近各地で切れる案件が多くなってまいりまして、7 年度の分も当初の予算で既に予算を使い果たしたような状況になっておりまして、今回の補正予算で修繕費につきましては補正で措置したところございまして、それにつきましては冬場になる前に工事を終わらせていきたいということを考えております。

したがいまして、切れる、つかなくなる防犯灯が多くなっておりますので、冬場にも要望が出てくるものところでは想定しておりますが、それにつきましては翌年度の春の工事を目標にちょっと取りまとめをしていきたいということを考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

山岸委員。

山岸はる美委員

私も週3回ですか、孫たちの部活の送迎で7時頃迎えに行きますが、やっぱり空き家が増えていたりとか、人口減少で民家に電気等が夜につかなくて、当時設置した防犯灯とか街路灯などの効果というか、防犯のためのものでありますが、防犯協会等との夜のパトロールの実施等もこれまでは、今年度というか昨年度、行われていたでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

総務課長。

総務課長（松浦利明）

防犯指導につきましては、防犯隊の方、町から委嘱している方々がいらっしゃいますので、その方々に見回りを定期的をお願いしているものでございます。そういった中で、防犯灯のない箇所等の要望があれば、こちらのほうで要望をお聞き

しているという状況でございますが、基本的に防犯灯につきましては、各地区の自治会を通して上げてきていただきたいということでお知らせしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

山岸委員。

山岸はる美委員

自治会を通して上げておりますが、先ほどの説明のように、なかなか追いついていかないところもあると思いますが、3日前でしょうか、高校生の子どもたち、2人連れだったからよかったです。車に乗っていても、7時以降になると、日が短くなってきておりますので、一度パトロール、設置しているからいいんじゃないかと、やっぱり防犯のための防犯灯などの設置でありますから、ぜひ皆さんで夜のパトロールのほうもよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

ここで午前11時25分まで休憩をいたします。

（休憩時刻 11時14分）

（再開時刻 11時25分）

輝くふるさと常任委員長（辰柳敬一委員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑の方、どうぞ。ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第1号、令和6年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、認定第1号、令和6年度葛巻町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第3、認定第2号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第2号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、認定第2号、令和6年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第3号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第3号、令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、認定第3号、

令和6年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定をしました。

次に、日程第5、認定第4号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第4号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、認定第4号、令和6年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第5号、令和6年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第5号、令和6年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、認定第5号、令和6年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第6号、令和6年度葛巻町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。この採決は起立によって行います。認定第6号、令和6年度

葛巻町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員であります。したがって、認定第6号、令和6年度葛巻町下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

以上で本日の審査日程は全て終了し、本委員会に付託された事件は全部終了しました。

これで輝くふるさと常任委員会を閉会します。
ありがとうございました。

(閉会時刻 11時33分)